

介護保険制度

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、
かかった費用の1割を自己負担します。

サービスを利用できるのは一般的には65歳からですが、
認知症と診断された場合は、**40歳**から利用できます。
現行では、39歳以下の人は対象とはなりません。

介護保険のサービス

自宅で介護している場合に利用できる介護保険のサービスには以下のようなものがあります。
この他に、施設で暮らしながら受ける介護サービスもあります。

自宅で受けるサービス

- **ホームヘルプサービス(訪問介護)**
ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
- **訪問看護**
医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話などをします。

施設に短期間入所して受けるサービス

- **ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)**
短期間、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所して、日常生活の介護やリハビリなどを受けます。

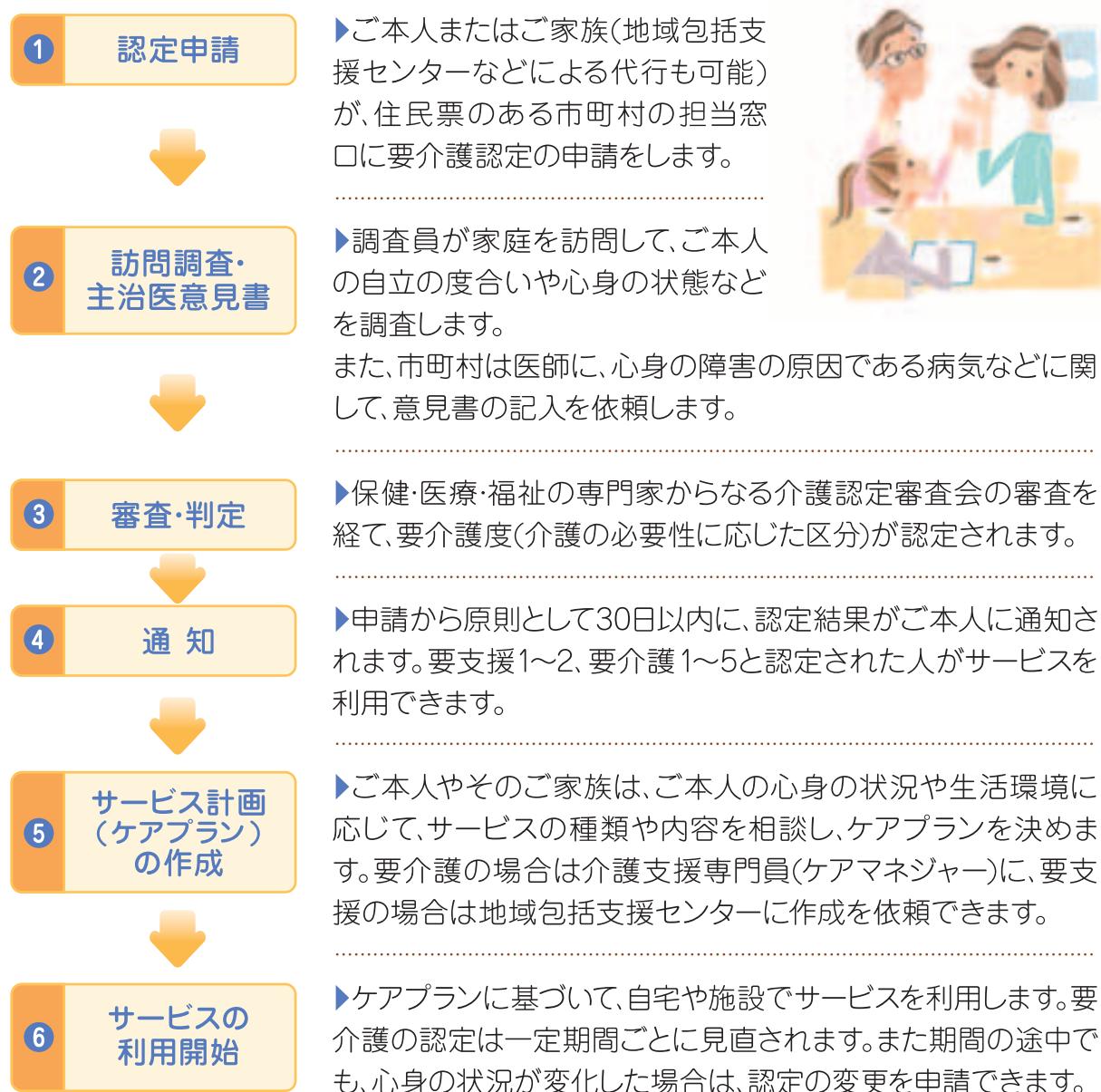
施設に通って受けるサービス

- **デイサービス(通所介護)**
デイサービスセンターなどの施設で、日常生活に必要なお世話をします(日帰り)。
- **デイケア(通所リハビリテーション)**
介護老人保健施設などで、理学療法士や作業療法士がリハビリテーションを行います(日帰り)。



申請からサービスを利用するまでの流れ

介護保険は、市町村がどの程度の介護が必要かを認定し、必要度が高い人ほどたくさんのサービスを利用できるしくみです。



成年後見制度

認知症など、判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度です。財産管理や契約等の支援をします。本人の判断能力の程度により、下記の3つに分類されます(法定後見人)。

- ① 後見…本人の判断能力がまったくない場合
- ② 保佐…判断能力が著しく不十分の場合
- ③ 補助…判断能力が不十分の場合

 **相談窓口**： 地域包括支援センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会、家庭裁判所など

成年後見人の仕事

本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は行ったことを家庭裁判所に報告します。

「法定後見制度」とは別に、今は大丈夫だが、将来判断力が不十分になった場合に備えて指定しておく制度が「任意後見制度」です。

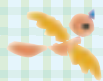
成年後見制度の手続き

① ▶「法定後見人」申し立て窓口は、お住まいの地区の家庭裁判所です。

② ▶「申立書」に加えて、戸籍謄本、住民票、登記事項証明書、医師の診断書等の書類が必要です。

③ ▶申し立てから審判までは約4か月くらいかかり、費用は約11万円です(後見人に対する費用は別途)。

「任意後見人」は、委任契約による「公正証書」の作成費用(15,000円くらい)と、任意後見監督人への報酬が必要です。



相

談

窓

口

専門の医師に相談したいとき

専門の医師がいる病院や「もの忘れ外来」がある施設を知りたい場合は、公的機関では次のところに電話してお聞きください。

- ▶ お住まいの都道府県や市町村の高齢者福祉相談窓口
- ▶ お住まいの地域の保健所、保健センター
- ▶ お住まいの都道府県の子精神保健福祉センター
- ▶ お住まいの都道府県の子認知症疾患医療センター

若年性認知症に関して相談したいとき

▶ 若年性認知症コールセンター

〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地

フリーコール(無料): 0800-100-2707

ご利用時間: 月曜日～土曜日(10:00～15:00)

<http://y-ninchisyotel.net/>

▶ 公益社団法人 認知症の人と家族の会

〒602-8143 京都府京都市上京区堀川通丸太町下ル

京都社会福祉会館内

電話: 0120-294-456(月～金 10:00～15:00)

※携帯・PHS: 075-811-8418

<http://www.alzheimer.or.jp/>

▶ 若年性認知症サポートセンター

〒160-0022 東京都新宿区1-25-3 エクセルコート新宿302

電話: 03-5919-4186

ファックス: 03-5368-1956

<http://jn-support.com/>

▶ 東京都若年性認知症総合支援センター

(NPO法人いきいき福祉ネットワークセンター)

〒152-0003 東京都目黒区碑文谷5-12-1

電話: 03-3713-8205(東京都民の方)

ご利用時間: 9:00～17:00

<http://www.ikiikifukushi.jp/>

介護全般について相談したいとき

お住まいの市区町村の介護保険の担当窓口で、お近くの次の機関を紹介してもらってください。

▶ 地域包括支援センター

他にも、電話での相談を受けつける団体があります。

▶ 公益社団法人 認知症の人と家族の会

電話相談専用：0120-294-456 (月～金 10:00～15:00)

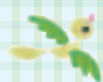
※携帯・PHS：075-811-8418

▶ 介護支えあい電話相談室(社会福祉法人 浴風会)

電話：0120-070-608 (月～金 10:00～15:00)

▶ 認知症110番(公益財団法人 認知症予防財団)

電話：0120-654-874 (月・木 10:00～15:00)



ホ

ー

ム

ペ

ー

ジ

▶ 認知症介護情報ネットワーク(DCネット)

【 <http://www.dcnet.gr.jp/> 】

認知症介護研究・研修センターが運営するホームページで介護に関する様々な知識が得られます。

▶ WAM NET(ワムネット) 【 <http://www.wam.go.jp/> 】

全国の介護保険サービスを提供する事業者などを検索できます。

▶ 認知症ケアポータルサイト

【 <http://www.ninchishou.com/> 】

認知症に関する医療や福祉の様々な団体のホームページにリンクしています。

▶ 認知症フォーラム

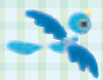
【 <http://www.ninchisho-forum.com/> 】

認知症に関するフォーラムや講演会、各地の取り組みを動画で紹介しています。

いーろーど

▶ e-65.net 【 <http://www.e-65.net/> 】

認知症に関する基礎知識や様々な情報をわかりやすく入手できます。



サービスの申請先

このハンドブックに出てきた制度のまとめと申請窓口です。

- | | |
|--------------------------------|---|
| ▶ 精神障害者福祉手帳
身体障害者手帳 | お住まいの市区町村の障害福祉担当課 |
| ▶ 自立支援医療 | お住まいの市区町村の障害福祉担当課 |
| ▶ 傷病手当金 | 職場の人事部など
協会けんぽ |
| ▶ 障害年金 | お住まいの市区町村の年金相談窓口(国民年金)
年金事務所(厚生年金)
共済組合(共済年金) |
| ▶ 特別障害者手当 | お住まいの市区町村の障害福祉担当課
精神または身体に著しく重度の障害がある在宅の20歳以上の方が対象です。日常生活に常時特別の介護が必要な方に支給されます。 |
| ▶ 雇用保険 | ハローワーク |
| ▶ 健康保険 | 職場の総務部など
市区町村の保健担当窓口 |
| ▶ 生命保険、住宅ローン | 生命保険会社、金融機関の担当課 |
| ▶ 介護保険 | お住まいの市区町村の介護保険担当課 |
| ▶ 障害者自立支援法 | お住まいの市区町村の障害福祉担当課 |
| ▶ 成年後見制度 | 家庭裁判所 |





若年性認知症 ハンドブック

■ 編集 社会福祉法人 仁至会
認知症介護研究・研修大府センター
〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地
TEL: 0562-44-5551 FAX: 0562-44-5831
ホームページ: <http://www.dcnet.gr.jp/>

■ 印刷 株式会社 一誠社
〒466-0025 名古屋市昭和区下構町二丁目22番地